

各種利用券の申請をお忘れなく

4月1日(水)から受け付けます

高齢者優待利用券(タクシー利用券)が2枚利用できます!

65歳以上の高齢者に対して、バス・タクシーの利用券を申請により交付しています。

4月から、タクシー利用券は1回の乗車利用額が1,320円以上の場合には2枚利用できるように拡充しました。さらに使いやすくなりましたので、下記の条件にあてはまる人は、手続きをお願いします。

【対象その1】

- 65歳以上75歳未満で、次にあてはまる人
- 平成31年度の町民税非課税世帯の人で、居宅において、外出時にバス・タクシーの利用を必要とする人

【対象その2】

- 75歳以上で、次にあてはまる人
- 後期高齢者医療保険1割負担の人で、居宅において、外出時にバス・タクシーの利用を必要とする人
- ※令和元年8月以降に75歳以上の人にお渡ししたタクシー利用券の表紙の裏面の注意事項には「1回の利用につき初乗運賃が助成されます」とありますが、4月1日からは75歳以上の人も同様に、1

回の乗車利用額が1,320円以上の場合には2枚(660円×2枚)利用できます。

【利用券の種類と交付枚(冊)数】

- バス…1カ月あたり1冊(1,320円相当)の回数乗車券をお渡しします(利用は稲美町発着の神姫バスに限ります)。
- タクシー…1カ月あたりタクシー利用券4枚(2,640円)をお渡しします(利用は町と契約しているタクシー会社に限り)。

※有効期限が令和2年7月31日のバス・タクシー券をすでにお持ちの75歳以上の人は、重複して交付できません。新しい利用券は、令和2年8月から受付を開始します。詳しくは「広報いなみ8月号」をご覧ください。
※平成31年度のバス・タクシー券(有効期限が2020年3月31日のもの)で使用されなかった利用券は、必ずお返しく下さい。

【申請・問合せ先】

健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137

重度障がい者(児)福祉タクシー利用券が3枚まで利用できます!

在宅の重度障がい者(児)に対して、タクシーの利用券を申請により交付しています。

4月から、タクシー利用券は1回の乗車利用額が1,500円以上の場合3枚まで利用できるように拡充しました。

【対象】

- 次の①から③のいずれかにあてはまる在宅の人
- ①身体障害者手帳1級または2級の人
- ②療育手帳A判定の人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ※高齢者優待利用券と重複して交付はできません。

【利用券の種類】

1枚500円の助成利用券を年間72枚(利用は町と契約しているタクシー会社に限り)です。

【利用方法】

1回の乗車利用額が1,000円未満の場合は1枚、1,000円以上1,500円未満の場合は2枚、1,500円以上の場合3枚まで利用できます。また、ストレッチャーを利用した場合は、ストレッチャー使用料金として、2,000円(上限)を別途助成します。

【申請方法】

3月に実施したアンケートに基づき、希望者全員のご自宅へ利用券を郵送します。
なお、年度途中から希望される人は、障害者手帳と印かんをお持ちのうえ、窓口で申請してください。

【申請・問合せ先】

地域福祉課 障がい福祉係 ☎492-9136

はり・灸・マッサージ利用券

65歳以上の高齢者を対象に、はり・灸及びマッサージ利用券を申請により交付します。

【対象】 65歳以上の人

【助成内容】

年間12枚(1枚につき1,000円の割引)のチケットを交付します。

利用は、稲美町・加古川市・明石市などの、町と契約している施術所に限りです。

この利用券は、各種保険診療による治療の場合には使用できません。

【申請・問合せ先】

健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137

—各種利用券の申請方法など—

○窓口に来られた人がご本人の場合…印かん、本人確認ができる書類をお持ちのうえ、健康福祉課または地域福祉課で申請してください。利用券はその場でお渡します。

○窓口に来られた人が代理人の場合…申請者ご本人が必要事項を記入・押印した申請用紙(あらかじめ委任欄の記入が必要)、代理人の本人確認ができる書類をお持ちのうえ、健康福祉課または地域福祉課で申請してください。利用券は申請者のご自宅へ郵送します。

※本人確認ができる書類…健康保険被保険者証、運転免許証、個人番号(マイナンバー)カード、住民基本台帳カード、障害者手帳、介護保険被保険者証など



高齢者用肺炎球菌ワクチン接種のお知らせ



令和2年度に対象となる人には、4月下旬に予診票等を郵送しますので、ご確認ください。

※定期接種として接種できるのは、今年度1回限りです。

■令和2年度対象(令和3年4月1日までの誕生日で対象年齢となる人)

- ①令和2年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人(1回接種)
- ②60歳以上65歳未満の人であって、心臓、じん臓または呼吸器に重い障害のある人など(1回接種)

■接種期間 予診票の到着日(4月下旬郵送)から令和3年3月31日(水)まで

■接種費用 4,000円(実際の費用は総額約8,000円ですが、町が半額程度負担しています)

(自己負担分) ※生活保護法による被保護世帯、または町民税非課税世帯の人には接種費用を全額助成します。

※接種前に助成券申請手続きが必要ですので、健康保険証などをお持ちのうえ、健康福祉課へお越しください(4月1日(水)から受け付けます)。ただし、介護保険料額決定通知書(最新年度分で介護保険料区分が1~3段階のものに限る)を協力医療機関に提示する場合は、手続きは不要です。

※本人または住民票上の同一世帯員以外の方が代理申請をされる場合、委任状または予防接種を受ける人の身分証明書等が必要です。また、代理人が予防接種を受ける人と住所が同一でない場合、助成券は予防接種を受ける人の住所へ郵送となり、窓口での交付はできませんのでご注意ください。

■必要なもの ①予診票(4月下旬郵送)、②健康手帳(お持ちの人のみ)、③町内に住んでいることを確認できるもの(健康保険証など)

■その他 ・肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は、対象外となります。

・予診票が届くまでに接種を希望する人は、健康福祉課にお問い合わせください。

■問合せ先 健康福祉課 健康推進係 ☎492-9138

要介護者・心身障害者等で住宅改造をお考えの人へ

日常生活に介護を要する高齢者及び心身障害者が、住宅の改造・増築・改築する経費の一部を助成します。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

【補助の対象となる世帯】

- 介護保険の要介護・要支援認定を受けた人がいる世帯
- 身体障害者手帳または療育手帳の所持者がいる世帯
- これら対象者と同居しようとする世帯

【注意事項】

- 新築や建て替えは対象になりません。
- 所得状況や工事内容などその他の条件がありますので、必ず工事の計画段階でご相談ください。

【問合せ先】 健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137

救急医療の問合せ先など

加古川夜間急病センター ☎431-8051 (年中無休)

診療時間 内科 21:00~翌朝6:00

小児科 21:00~24:00

加古川歯科保健センター ☎431-6060

診療日 日曜日、祝日、年末年始

診療時間 9:00~12:00(受付は11:30まで)

13:00~17:00(受付は16:00まで)

※いずれも急患を受け付けますので、不急の人はご遠慮ください。

東播磨圏域小児救急医療電話相談 ☎078-937-4199

子どもの急な病気やけがなどの相談に看護師等が応じます。

相談時間 20:30~23:30(毎日)

兵庫県子ども医療電話相談 ☎078-304-8899

(プッシュ回線 #8000)

相談時間 平日、土曜日 18:00~翌朝8:00

日曜日、祝日、年末年始 8:00~翌朝8:00